

一般社団法人 愛知・地域ねこ応援団 細則

第1章 会員

(種別)

第1条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助けるために入会した個人または団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者で社員総会において推薦された者
(条件)

第2条 本会への入会は、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 愛護動物を理解し、適切な飼育（衛生、健康管理）を行える方。
- (2) 健全な社会生活を営まれており、飼い主のいない猫に対して、無責任で無秩序な餌付け行為を行わない方。
- (3) 団体の一員として品位ある行動をとることを遵守する。
- (4) 会員は、団体と共に動物愛護を考え、団体を支援する。
- (5) 一時預かりが出来る会員は、ホストファミリー制度に協力をする。
- (6) 団体の活動維持費としての会費を納入する。
- (7) 住所など、申込書内容の変更があればすぐに届ける。
- (8) 個人情報保護法を遵守する。
- (9) 基本的な事項については、団体の定款に準ずるものとする。

(個人情報保護法)

第3条 活動のなかで知りえた情報については、個人情報保護法を誠実に遵守する。

2. 何らかの事由で 退会、あるいは除名された場合でも、1. と同様に、同法の適用を受ける。
3. 退会・除名となった会員に対し、代表理事が必要と判断した場合は、個人情報遵守記載の誓約書に署名、押印し、団体事務局に提出する。

(会費)

第4条 本会の会員会費を以下の3区分とする。

- (1) 正会員 入会金 2000 円、年会費一口 10000 円
- (2) 賛助会員は、入会金 2000 円、年会費一口 6000 円
- (3) 名誉会員は、入会金、年会費なし

(会費の納入)

第5条 会員は、会計年度内及び半年以内に、その年度の会費を納入しなければならない。すでに納入された会費は返却されないものとする。

附則 この細則は、2011年10月1日より、効力を発する。